大刀洗町告示第34号

令和2年第6回大刀洗町議会臨時会を次のとおり招集する 令和2年7月14日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和2年8月3日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

 森田 勝典
 隠塚 春子

 平田 康雄
 野瀬 繁隆

 黒木 徳勝
 平山 賢治

 東 義一
 古賀 世章

 松熊武比古
 高橋 直也

安丸眞一郎

○応招しなかった議員

令和2年 第6回 大 刀 洗 町 議 会 臨 時 会 会 議 録(第1日) 令和2年8月3日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和2年8月3日 午後1時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
 - (1) 議長の報告
 - ①検査結果の報告
 - (2) 町長の報告(あいさつ)
- 日程第4 議案第31号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第5 議案第32号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
 - (1) 議長の報告
 - ①検査結果の報告
 - (2) 町長の報告(あいさつ)
- 日程第4 議案第31号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第5 議案第32号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

出席議員(11名)

1番 森田 勝典 2番 隠塚 春子

 3番 平田 康雄
 4番 野瀬 繁隆

5番 黒木 徳勝 7番 平山 賢治

8番 東 義一 9番 古賀 世章

10番 松熊武比古 11番 高橋 直也

12番 安丸眞一郎

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

副町長 ……… 大浦 克司 中山 哲志 教育長 総務課長 …… 重松 俊一 倉鍵 君明 税務課長 …………… 山田 恭恵 福祉課長 …… 平田 栄一 地域振興課長 ………… 村田まみ 産業課長 …… 佐々木大輔 建設課長 …………… 田中 豊和 子ども課長 …… 松元 治美 健康課長 …… 早川 正一 生涯学習課長 …… 矢野 智行 住民課長 …… 矢永 孝治 財政係長 ……… 福岡 信義

人事法制係長 ……… 堀内 智史 監査委員 ……… 村山真知子

開会 開議午後1時30分

○議長(安丸眞一郎) 皆さん、こんにちは。町民の皆さんにおかれましては、傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は11名です。ただいまから、令和2年度第6回大刀洗町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(安丸眞一郎) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、2番、隠塚春子議員、 3番、平田康雄議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長(安丸眞一郎) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安丸眞一郎) 異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長(安丸眞一郎) 日程第3、諸報告を行います。

監査委員より、令和2年5月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に 写しを配付しております。

これで、議長の報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

〇町長(中山 哲志) 議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和2年第6回大刀洗町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私 共に御多用中にもかかわりませず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず、このたびの7月豪雨で被災された皆様へ心からお見舞いを申し上げます。大刀洗町では 4年連続の災害となってしまいました。今回は筑後川上流の熊本県や大分県で大量の降雨があっ たこともあり、片ノ瀬観測所で過去最高の10メーター52センチの水位を観測するなど、筑後 川本川の水位が非常に高く、しかも長時間水位が高い状態が続いたことから、支川の水がはけ切れずに小石原川、佐田川、二又川、大刀洗川、陣屋川流域を中心に農地約800ヘクタールが冠水し、農産物や圃場整備中の農地、床島用水などの農業施設に大きな被害が発生しています。また、河川のり面の洗掘や西原をはじめ、菅野、下高橋、床島、栄田で約30軒の住居の浸水被害が生じています。

現在、農地や農業用施設等の被害については県の農林事務所等と、河川の被害については筑後川河川事務所や県土整備事務所と災害復旧に向けて協議をしているところでございます。

これからも台風シーズンが続きます。町としては、これまでの災害の教訓も踏まえ、今後とも 防災力の強化に努めてまいりますとともに、農業者の皆様が、これからも希望を持って農業に従 事できるよう取り組んでまいります。

先月下旬、大刀洗町内で初めて新型コロナウイルス感染が確認され、その後も感染が確認されています。御本人の一日も早い回復を心からお祈り申し上げます。町民の皆様には、誤った情報などに惑わされることなく、落ち着いて冷静に行動いただきますようお願いいたします。また、感染された方の人権尊重と個人情報の保護に十分な御配慮をお願いいたします。

大刀洗町では県の北筑後保健福祉環境事務所と連携し、感染予防と感染拡大の防止に取り組んでまいりますので、町民の皆様におかれましては、マスクの着用、せきエチケットの遵守、手洗いの徹底や密閉・密集・密接、いわゆる3密の回避など感染予防に努めていただきますようお願い申し上げます。私たち一人一人の行動が大きな力になります。皆様と皆様の大切な人の命と健康を守るために御理解と御協力をお願いいたします。

さて、今回上程いたしますのは、一般会計補正予算(第4号)と下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

今回の補正予算では、このたびの7月豪雨を踏まえ、防災力の強化並びに新型コロナウイルスに関連して感染予防対策と町民の皆様の暮らしを支え、新型コロナの影響で冷え込んだ地域経済を回していくことに必要な予算を計上しています。慎重に御審議いただきまして、最後には御承認賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇議長(安丸眞一郎) 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案第31号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)について 日程第5. 議案第32号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につ

いて

○議長(安丸眞一郎) 日程第4、議案第31号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号) について及び日程第5、議案第32号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第 1号)についてを一括議題といたします。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安丸眞一郎) 異議なしと認めます。

それでは、日程第4、議案第31号から順次、提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務 課長。

○総務課長(重松 俊一) 総務課の重松でございます。

それでは、今回、臨時議会におきまして、議長のほうから一括議題ということですので、議案第31号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)と議案第32号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、まとめて提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、議案第31号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)について御説明いたします。議案書を1枚めくってください。

令和2年度大刀洗町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億61万7,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5,279万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

次は歳出関係を御説明いたしますので、8ページをご覧ください。8ページです。

歳出の主要項目について御説明いたします。款項目順に説明いたします。

2款1項8目電算事務費、補正額567万3,000円、12節委託料、主なものとしてテレワーク用環境構築業務委託料253万円、次に17節備品購入費、まず一番上ですけれども、パソコン購入費、これはマイナスの244万2,000円を減額しております。テレワーク用PC購入費330万円、テレワーク用リモートデスクトップサーバー購入費123万8,000円。

次に、11目校区センター管理費、補正額262万3,000円。10節需用費、大堰交流センターフロアが一部冠水しましたので、畳の復旧費用として61万6,000円、14節工事請負費、校区センターの床の改修工事費、これは南部コミュニティセンターと就業改善センターで180万3,000円、17節備品購入費、大堰交流センターの冷蔵庫購入費として20万

4,000円を計上しております。

次、めくっていただいて9ページをご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額1,211万円、まず、7節報償費、保育所職員に係る 慰労金として855万円、次に、学童保育所職員に係る慰労金として170万円を計上しており ます。

次に、17節備品購入費、主なものとしましてサーマルカメラ(ハンディ型)購入費150万円。

次、4款1項2目予防費、補正額2,095万円、まず、12節委託料、予防接種委託料、これは高齢者インフルエンザの上乗せ分として116万8,000円、次に、18節負担金・補助金及び交付金、インフルエンザ予防接種助成事業(新型コロナ対策)として1,912万8,000円を計上しております。

次に、6目健康増進事業費、補正額143万8,000円、これは次の10ページの上のほうになります。14節工事請負費としてウオーキングコース設置工事、これは大刀洗公園内にウオーキングコースを設置するということで90万円計上しております。

8目健康管理センター管理費、補正額116万8,000円、まず、14節工事請負費、網戸を設置するということで41万8,000円と、17節備品購入費、サーマルカメラ購入費として75万円を計上しております。

4款2項2目塵芥処理費、補正額403万5,000円、12節の委託料、今回の7月の水害により災害ごみ等が発生しましたので、そのごみの委託料として400万2,000円を計上しております。

6款1項1目商工業振興費、補正額4,105万円、18節負担金・補助金及び交付金としまして、まず、商工会プレミアム付き商品券発行補助金580万円、中小企業等事業継続支援金3,000万円、大刀洗町家賃軽減支援金として525万円を計上しております。

次に、7款2項1目道路維持費、補正額249万円、14節工事請負費として、7月の水害により町道上にごみが大分蓄積されておりましたので、その道路の土砂等の撤去と運搬費として249万円を計上しております。

次、11ページをご覧ください。

7款3項2目公共下水道費、補正額113万5,000円、27節操出金、これは下水道事業特別会計操出金として——下水道事業特別会計のときに説明いたしますけれども、使用料を減免することに伴う不足分の補填として、113万5,000円を一般会計から繰り出すものでございます。

8款1項4目災害対策費、補正額1億2,738万円、14節工事請負費として、町のほうで

防災行政無線システム整備工事費として1億2,738万円を計上しております。

9款1項4目大刀洗町小中学校教育推進事業費、補正額536万4,000円、1節報酬、まず、補助的会計年度任用職員(学習支援員)報酬として300万円、補助的会計年度任用職員(スクール・サポート・スタッフ)報酬として185万円を計上しております。

9款2項1目一般管理費12節委託料、学習者用コンピューター設定業務委託料として 1,000万円、13節使用料及び賃借料、事業支援ソフトライセンス料として、これは5年間 のライセンス使用料として1,910万7,000円を計上です。17節備品購入費、コロナウイ ルス対策用サーマルカメラ購入として100万円を計上しております。

次、12ページです。

9款2項2目大堰小学校、3目本郷小学校、4目大刀洗小学校、5目菊池小学校につきましては、100万円、100万円、100万円、あと菊池小学校は150万円、これについては各小学校でコロナウイルス対策用備品購入費として、それぞれ計上しております。

7目小学校改築費、補正額1,155万7,000円、14節工事請負費、これは4小学校のコロナウイルス対策改修工事としまして、網戸の設置、水道蛇口の取っ手の取替え、窓ガラスのフィルム貼り等の設置・交換等をするものの合計金額でございます。

9款3項1目一般管理費、これは中学校の一般管理費です。補正額1,221万8,000円、 12節委託料、学習者用コンピューター設定業務委託料として500万円、13節使用料及び賃 借料として、授業支援ソフトライセンス料として646万8,000円。

次に、2目大刀洗中学校費、補正額150万円、10節需用費、これも小学校と一緒でコロナウイルス対策用品購入費として150万円を計上しております。

その次、6目中学校改築費、補正額514万1,000円、14節工事請負費、これも小学校 と同じでコロナウイルス対策改修工事としまして、網戸の設置、水道蛇口の取っ手の取替え、窓 ガラスのフィルム設置等の費用でございます。

次、13ページをご覧ください。

9款5項1目社会教育総務費、補正額418万2,000円、17節備品購入費としまして、中央公民館の入り口3か所に、サーマルカメラ及びハンディカメラの購入費として418万2,000円を計上しております。

8目図書館費、補正額300万円、17節備品購入費として、図書館の蔵書として300万円 計上しております。

次に、歳入について御説明しますので、6ページをご覧ください。議案書6ページをご覧くだ さい。

まず、14款2項1目総務費国庫補助金、補正額1億9,277万2,000円、これは第2次

の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

6目教育費国庫補助金、補正額330万8,000円、これは1節小学校費補助金として、上から2番目のほうに学校保健特別対策事業費補助金(学校再開)として、225万円が補助として挙がっております。

次に、15款2項7目教育費県補助金として、補正額507万5,000円、まず、2節中学校費補助金として101万5,000円と、4節小学校費補助金として406万円の歳入が挙がっております。

18款1項1目基金繰入金、補正額マイナス3,264万3,000円、これはふるさと応援基金繰入金の減額をしております。

次のページをご覧ください。

19款1項1目繰越金、補正額476万2,000円、これは前年度繰越金として476万2,000円を計上しております。

次に、21款1項7目町債の消防債、補正額1億2,730万円、これは緊急防災・減災事業債としての消防債を計上しております。

最後に、3ページをご覧ください。

3ページの第2表、地方債補正ということで、追加として起債の目的として、緊急防災・減災事業債、限度額1億2,730万円を追加で起債をしております。

以上で、議案第31号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)についての説明を終了 し、引き続き、議案第32号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につい て御説明いたします。

それでは、議案第32号の議案書を1枚めくってください。

令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

基本的には増減はございませんけれども、歳入について財源の組替え等がありますので、 5ページをご覧ください。5ページ、歳入の部分です。

まず、2款1項2目公共下水道使用料、補正額マイナス113万5,000円、これは公共下水道使用料をコロナ禍の下に町税の減免もしくは町税の納税猶予者を対象に下水道料を減免するため、使用料として113万5,000円を減免しております。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額113万5,000円、減額としたのと同額の金額を一般会計から繰り入れした金額113万5,000円を計上しております。

以上で、議案第31号及び議案第32号について説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) ただいま一括議題としました2つの議案の提案理由及び内容の説明が終わりましたので、ここでしばらく休憩をしたいと思います。

なお、議員各位は協議室のほうに集合いただきたいと思います。議場の時計で2時30分を再 開のめどにしたいと思います。

休憩	午後1時55分	

再開 午後2時30分

〇議長(安丸眞一郎) 休憩前に続き、会議を開きます。

これから、議案第31号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)について質疑を行います。質疑ありませんか。4番、野瀬繁隆議員。

- ○議員(4番 野瀬 繁隆) 一般予算書の8ページ、2款総務費1項総務管理費についてですが、 テレワーク用のパソコンを購入するというふうになっています。御存じのように、非常事態宣言 が発せられたときが第1波といわれています。そのときに私が知っているのは、役場の職員の方 が例えば会議室とか、いわゆる分散で業務をされていたように思います。それと併せて、こうい うテレワークを活用されたのか、その実態をちょっと教えていただきたいと思います。
- 〇議長(安丸眞一郎) 重松総務課長。
- ○総務課長(重松 俊一) 総務課の重松でございます。

それでは、野瀬議員の質問に回答します。第1波の非常事態宣言時の大刀洗町の職員の対応で ございます。

在宅は数名いましたけれども、テレワークの環境が整っておりませんでしたので、在宅でできる業務はしていましたが、ほとんどの職員はもう分散というか、会議室を利用しまして会議室においてパソコンを設定して、そこで業務に当たったところでございます。

今回このテレワーク用PCの購入につきましては、今後もコロナウイルス感染の対策が発生することも考えられますので、予算書のパソコン購入費240万円を削りまして、テレワークができるパソコン購入をすることにしたものでございます。

以上です。

- ○議長(安丸眞一郎) よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。
- ○議員(4番 野瀬 繁隆) ほとんどテレワークというよりも在宅勤務を行ったということでございます。このテレワーク用パソコン購入費で330万円が計上されております。その前に多分、通信の環境整備をしなくちゃいろんな業務ができないんだろうと、ちょっと私、素人で申し訳な

いんですが、そういうふうに思います。

大体どういう業務をこのテレワークとしてしようとされるのか。この役場が持っておられる例えば、税務課の職員の方がテレワークをしようとしたときに当然、台帳の資料といいますか、あるいは住民課であれば秘密の情報にアクセスするような形になってセキュリティーが大丈夫なのかというのを非常に懸念するわけです。そこら辺の考え方が何かあれば教えていただきたいと思うんですよ。

- 〇議長(安丸眞一郎) 答弁を求めます。中山町長。
- **〇町長(中山 哲志)** 野瀬議員の御質問にお答えします。テレワークに今後どういう業務を従事 させるかという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、役場が行っている業務については、どうしても個人情報の保護の観点から、役場庁舎内でするほうが望ましい業務というのが多うございます。どうしても必要な書類であったり、そういうものを持ち出すこと自体がはばかれるものがございますので、恐らくまずは企画系とか、個人情報に関わらない業務のところからテレワークを段階的に進めていくんだろうと思っております。

今回のテレワークで導入しますパソコン等は、庁舎内のLGWANにも専用回線を通じてつなげるということでございます。今まではどうしても自宅のパソコンですると、それはそれでまたいろんな情報の問題が出てきますので、基本的に役場のLGWANの――役場はインターネット系と業務系と2つに分けておりまして、業務系の分については役場庁舎内のサーバー等でデータのほうを管理しております。そこに今回のテレワークのパソコン等を通じて自宅にいても専用回線なりを通じて、そこにアクセスできるというふうなことで進めてまいりたいと考えております。

- ○議長(安丸眞一郎) よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。
- ○議員(4番 野瀬 繁隆) せっかくこういうテレワークということを考えてありますので、できれば早く整備をされて実用化していただきたいし、これが第2波、また第3波とか恐らくそういうことがあるし、大刀洗町でも感染者が出たということですから非常に急いでもらいたいというのがあるし、役場は一つの民間企業のお手本みたいなことにもなってもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(安丸眞一郎) ほか、ありませんか。5番、黒木徳勝議員。
- 〇議員(5番 黒木 徳勝) 5番、黒木です。

11ページ、消防費、災害対策費の工事請負費の1億2,700万円です。これについては総務課長から、この前の説明では今の25の公民館、そこに設置するというような説明でした。

それから、結局ほとんど考え方が、町長が変わっていないのか。問題は、この25の中で結局、 公民館の運営につないだだけでは全町民には聞こえないというふうに私はもう完全に思います。 ということは結局、執行部は――町長にお聞きしますけれども、このままでいくのか、やはりいろいろ検討して、これは少し修正せないかんというような考えがあるのかをまず最初にお聴きしたいと思います。

- 〇議長(安丸眞一郎) 答弁を求めます。中山町長。
- **〇町長(中山 哲志)** 黒木議員の御質問にお答えします。防災行政無線についての御質問でございます。

今回、補正予算で計上させていただいておりますのは、25行政区に防災用の行政無線を整備するということでございます。

ただ、議員御指摘のように、25か所では例えば山隈であるとすれば、どこにつけるかにもよりますけれども、全ての集落内にその防災無線がきちんと聞こえるようなところに設置できるかといったら難しい行政区も出てまいります。ですので、補正予算が通りましたら、まず、それぞれの行政区長さん方に説明会を開催いたしまして、その中でどういうふうな整備が望ましいのか、もしかしたら一つの区に一つではなくて複数の行政無線を整備してほしい旨の要望があるかもしれませんので、そういう要望も聞きながら今後対応を考えてまいりたいと考えております。

- ○議長(安丸眞一郎) ほか、ありませんか。関連ですか。黒木議員。
- ○議員(5番 黒木 徳勝) 関連です。まず、こういう場合、結局どうしましょうちゅうことじゃなくて、やはりこの約1億2,000万円というふうな金額をするなら、令和2年度の予算でするということになれば令和元年度の1月ごろから区長さん方と話し合って、新年度にこういう1億2,000万円程度の予算を組みたいというようなことで相談しながら──スピーカーでやるものか何でやるものかは別として、こういう大きな金額をする場合については、やはり区長さん方に寄っていってよい知恵を出していただいて、そして全町民が聞こえるというふうな防災無線をしなくては何もならんのじゃないかと思うんです。もうこれを見ると、そんなことにはなっておらんもん。

大堰でもほとんどが聞こえない。言うなら今、西原のような本村も聞こえん、と千原も聞こえんと、本郷になったら道才やら結局、草分区、これはもうほとんど聞こえんですよ。大刀洗でいけば高樋の17区かな、あすこで言えば山隈じゃ中島と、下高橋じゃ上野という各地域が非常に聞こえないと、もうこれは図面を見ただけで分かります。それで私は、総務課長にどのような考えでいらっしゃるのかと、そういうことも考えておりますよというふうな回答があったと思います。

それで、期間がありましたので、私はそこまで若干そういうような今日の説明がそのような説明も考えておりますよと。そして、これを設置の場合においては区長さん方と相談しながら、やはり全町民が聞こえるような防災無線をする、プラス今度は地域のいろんな集会所、そういう連

絡等も取れますよというような目的をはっきりして、そして区長さん方にもやっぱり相談をすると、そして予算を計上するということが私は順序だろうと思います。この予算については私としては、やはり一応もう少し検討していただきたいという考えを持っております。その回答をもう一回聞かせていただきたいと思います。

- 〇議長(安丸眞一郎) 答弁を求めます。中山町長。
- ○町長(中山 哲志) 黒木議員の御質問にお答えします。この防災行政無線の整備に関して本来であれば、当初予算に計上して、区長さん方とも地元のほうとも十分に協議をした上で整備をすべきではないかというふうな趣旨の御質問だと思います。御指摘はもっともでございまして、今回の提案に……。急な提案になったことは大変申し訳ないと思っております。

ただ、今回提案いたしましたのは、やはり今年4年連続の災害となりました。平成29年度に 九州北部豪雨の災害がありましたときに、初めて大雨特別警報あるいは線状降水帯というふうな 言葉を知りました。その際には、数十年に一度の災害ですよと、数十年に一度の災害が起きたん ですよというふうな、そういう気象庁からの説明を受けておりました。

ただ、それが本町において4年連続で災害が起こっております。特に今年度は、本当に今までにないような線状降水帯が何度も何度も北部九州を襲って、この線状降水帯の前線がもう少し南北にずれていたら、あるいはもう少し同じところにとどまっていたら、本当に筑後川も危なかったんじゃないかというふうに認識をいたしております。

久留米市の北野のほうではパイピング現象ということで、筑後川の本川が決壊するおそれもあったというふうな報道もなされております。今、本当に一刻も早くこういう事態に的確に対応するためには、町民の皆様に情報伝達をいろんな複数の手段で整備をすべきものだというふうに今回、改めて強く感じました。

議員御指摘のように、本当に急な提案になってしまってそれは大変申し訳ないと思いますけれども、町民の皆様の命、財産、そういうものを守るために今回提案したところでございます。ぜ ひ御理解を頂ければと思います。今後、議員の御指摘も踏まえて、各区長さん方とは十分に話を して協議をしてまいりたいと思います。

また、今回このタイミングになりましたのが、7月豪雨が一番大きなきっかけではございますけれども、当初、国のコロナの交付金を活用してできないかということで検討をしたところもございます。

また今、緊防債という、地方債を通じて整備するように予定しておりますけれども、これが今年までの起債でございまして、元利償還の7割が地方交付税で補填されるというふうな有利な起債でございます。この財務支局との協議期限が9月末、またこの契約が今年度末に完了する必要がございますので、本来であれば9月補正等でも十分説明をした上で上程すべき議案ではござい

ましたが、そういうもろもろのことがございまして今回の補正予算で計上をさせていただいております。どうか御理解いただきますようお願いを申し上げます。

- ○議長(安丸眞一郎) ほかはございませんか。11番、高橋直也議員。
- 〇議員(11番 高橋 直也) 11番、高橋です。

この防災行政無線の導入に関しましては、これまで私が平成28年12月議会の一般質問、平成29年6月での一般質問、同年9月の一般質問で再三にわたり、防災行政無線・戸別受信機の導入の必要性を訴えてまいりました。しかし、その都度、必要性はないというふうな答弁を今まで頂いております。それなのに今回、防災行政無線、それも戸別受信機じゃなく、屋外スピーカー型を1億2,000万円もかけて導入するというのが私にはちょっと納得ができないところがあります。

平成28年12月議会の一般質問にて、私がこのような質問をいたしました。議事録を手元に 持っておりますので、ちょっと読み上げたいと思います。

防災行政無線が設置されていないとはどういうことでしょうか、今後する予定はあるのでしょうか。それとも、もう防災行政無線は我が町のほうは設置しないのでしょうか。という問いに、 当時、地域振興課の課長でありました重松課長が、このように答えられております。

防災行政無線を設置しないと言うのは、まず、住民に防災を伝達する手段としては様々な方法がございます。町においては、町の広報車、消防ポンプ車、あと区長、民生委員による電話連絡、町のホームページ、フェイスブック、防災メール・まもるくんによる伝達、あと携帯電話を通した緊急速報メールなどで情報伝達はしております。防災行政無線を設置していないというのは、町の優先順位の中で、まだそこまで優先順位が高くなかったということが、設置されていない理由であるというふうな答弁を頂いております。

それに29年6月の一般質問におきましては、再度また私が、防災行政無線の戸別受信機を導入してもらえないかと当時の町長に直接、町長答弁としてお答えくださいというようなお願いをして町長答弁を頂いております。それも議事録がありますので、この場で読み上げさせていただきます。

町長は、その際、防災行政無線をつけていないところは、もう多分、大刀洗町ぐらいだろうと 思うんですけれど、どうも実際その防災無線をつけていても、本当に災害があったときに、ほと んど役に立っていないと。24年の九州北部豪雨のときにも柳川辺りが大洪水になりましたけれ ど、そのときも全然役に立っていないですねと。ですから、私は大刀洗町の地形上から、どうし ても無理してつけるというか、そんなことは考えなくていいのではないかというような答弁をも らっております。

ちなみに、そのとき今の中山町長は、副町長として安丸町長の横に座られていたと思います。

その辺の答弁と今回の事業導入にわたっての整合性が、私からすると全く取れないと思っております。優先順位がなぜ上がったのか、そして私たちも建設経済委員会とかで確かにいろんな災害があった場所へ復旧後の視察に参っております。確かに熊本県や広島県の災害があった自治体へ視察に行きましたが、やはり防災行政無線の屋外スピーカー型は聞こえないと、あまり役に立たないというような話を聞いております。だからこそ私は初めから一貫して、防災行政無線を導入されるんであれば、戸別受信機でお願いしたいというふうに推奨してきました。

その結果、令和元年から、防災行政無線で情報を発信するタイプの戸別受信機ではありませんが、町のほうでFMラジオの電波を利用して情報を発するタイプの緊急告知防災ラジオを町が導入しているじゃないですか。私は、このことはすごく評価しております。ですので、今回この防災行政無線のそれも屋外スピーカー型じゃなく、戸別受信ならまだしも分かるんですけれども、戸別受信機でもないということですので、私はこの緊急災害告知ラジオのほうを導入してもらったほうがいいと思っているんですけれども、その辺の検討はなされたのでしょうか、お聴かせください。

- 〇議長(安丸眞一郎) 答弁を求めます。中山町長。
- **〇町長(中山 哲志)** 高橋議員の御質問にお答えします。まず、防災行政無線の整備の優先順位 がなぜ上がったのかというふうな趣旨の御質問でございます。

これについては、先ほどもお答えさせていただきましたが、議員が28年、29年に戸別受信機を設置したらどうかというふうな質問を強く要望された、これはこれで本当にそのとおりだろうと思っております。その後、29年から4年にわたって数十年に一度の大雨災害が本町を襲ったところでございます。

今、本町における喫緊に取り組まないといけない最大の課題は、防災力の整備だというふうに 私自身は感じております。ですから、今回、臨時議会の提案になってしまいましたけれども、防 災力の強化ということで当初予算でもほかの防災力の強化に関する部分は上げさせていただきま したけれども、追加で御提案をさせていただいているところでございます。

それから、議員御指摘のように、屋外スピーカータイプではなくて戸別受信機あるいは防災ラジオ、そちらのほうの整備を進めるべきではないかというふうな御質問でございます。それについての検討はされたのかというふうな御質問でございます。

今回この提案するに当たって、総務課のほうにも今ある防災ラジオを全戸配布してはどうかと、 どちらがいいんだというふうな議論をさせていただきました。現在、大刀洗町では、災害時の情 報伝達手段としては、携帯電話等によるエリアメール、それから議員のほうからも御指摘があり ましたように、広報車による広報、あるいは区長さん、民生委員さんに対する電話連絡、ホーム ページ等での連絡、それから防災ラジオということでやっているところでございます。 このうち、広報車による広報については、どうしても広報車にはスピーカーが前後にしかついておりませんので聞こえづらいという面もございますし、今2人体制で2台で回っております。町内を一周するのに大体1時間から2時間かかります。緊急時の広報伝達手段としては、どうしても即時性に欠ける、あるいは大刀洗町の役場の職員は今90名いない八十数名で正規職員がやっておりますけれども、災害対応に割ける職員を広報車の広報だけで4人取られるのが非常にもったいないというか、これを別の災害対応に従事させたいという思いもございます。ですから、今回この防災無線を整備することによって、広報車に代わり外部に発信する機会を持ちたいということでございます。

また、戸別受信機等あるいは防災ラジオ等の関係なんですけれども、議員御指摘のように、屋外スピーカータイプの防災無線については、どうしても大雨のときとか台風のときとかに聞こえづらいというふうな欠点もございます。ただ、情報伝達手段は、それぞれでメリット・デメリット、得手不得手がございます。一つの手段だけで全てを完全にクリアするというものはございません。もちろん、屋内にいれば議員御指摘のように、戸別の防災無線あるいは防災ラジオのほうがはっきりと聞こえますから、それはそちらのほうがいいと思います。

ただ一方で、屋外にいると聞こえないという面もございます。そういうのを組み合わせることによって、確実に町民の皆様に必要な情報を伝達するにはどういう組み合わせがいいかということで今、防災ラジオもありますので、屋内については防災ラジオを進めていくと。屋外については、今言いました広報車による広報からスピーカータイプの防災無線に切り替える、そして携帯電話等のエリアメール等も活用しながらやっていきたいというふうに考えております。

それから、どうしても戸別タイプになりますと、今、大刀洗町では転出入が年間700件から800件ございます。新たな転入の世帯だけでも大体、年間300世帯ほどございます。戸別受信機でございますと、毎年毎年その300世帯に対して、そこの戸別受信機を整備する、配布するというか、そういうやはりそこの管理の部分がございますので、行政事務上は防災ラジオと屋外タイプの防災無線を組み合わせることで、より伝わりやすくできないかというふうに考えております。

また、この防災無線については、災害時だけではなくて例えば、町民体育祭が開会されます、 中止になりました、地域のごみゼロの運動がありますとか、コミュニティー活動にも活用できる ところでございまして、そのような活用についてもまた地域のほうと協議をさせていただきたい と考えております。

- 〇議長(安丸眞一郎) 11番、高橋直也議員。
- ○議員(11番 高橋 直也) 今、町長答弁がありましたが、順を追ってちょっと聴きたいんですけれども、確かに町民体育祭があるとか、そういったふだんの平時の広報にも使いたいと言わる。

れています。しかし、これは消防債、緊急防災・減災事業債なので、そういったものにも使って いいのかなというのが私はちょっと疑問になっているところもあります。

次に、年間三百何十件ほど転出入があるから、そういう人にはラジオを貸し出せないと言っておられますけれども、その問題に関しては単純に考えても転出届・転入届は必ず町役場で行われますので、そのときにきちんと管理すれば別に難しい問題ではないと私は感じております。

それと先ほど町長が言われました、町の広報車で回ると人手の時間がかかると言われていましたけれども、この緊急災害防災無線、防災災害無線です。これは広報活動じゃないと思うんですよ、私的には。やはり広報であれば、どれだけ多くの人に情報を伝えることができるのかが重要ですけれども、防災情報の伝達となれば、これは大刀洗町全町民に確実に伝え、行動に移す、このことが一番大事になってくると思うんですよね、私は。その話を前提に町長は、今回の防災行政無線、先ほども黒木議員が言われまして、この設置場所25か所の行政区の校区センターにつけるというようなお話を受けて、必ず届かない範囲が出てくると、情報が聞こえないところが必ず出てくるというのはもう明白なんですよ。

そこで、お尋ねしたいのは、具体的数字で聴かせてもらいたいんですけれども、今回の防災行 政無線(屋外スピーカー)タイプ設置にて、確実に防災情報を伝達できる世帯と防災情報を伝達 できない世帯数というのは、きちんと件数的に把握はできているんでしょうか。

- ○議長(安丸眞一郎) 答弁を求めます。中山町長。
- **〇町長(中山 哲志**) 高橋議員の御質問にお答えします。

どこまで正確に屋外タイプの防災無線で聞こえるか、それは多分、晴天時と荒天時によってもいろいろと違うことがあると思います。具体的な件数をお尋ねですけれども、これはある程度、 設計等をしてみないと分からない部分がございますので、それは今後という形になります。

ただ、議員御指摘のように、この防災無線は広報ではない、それはおっしゃるとおりだと思います。確実に届かせるために必要な無線でございます。ただ、先ほどからの答弁と重なって恐縮でございますけれど、一つの伝達手段で全ての人に情報を届けるというのはなかなか難しゅうございます。幾つかの情報伝達手段を組み合わせることによって、今よりも安全、安心等を高める、これが今回上程させていただいている趣旨でございます。

- O議長(安丸眞一郎) 11番、高橋直也議員。
- ○議員(11番 高橋 直也) それでは、町長、今、町にはいろんな防災を、避難情報を伝える 手段があるじゃないですか。この防災行政無線(屋外スピーカー)型でどれだけの人に今たくさ んある情報伝達手段がある中で、それから漏れている人にこの屋外スピーカーで知らせようとし ているふうに私は聞こえるんですけれども、どのような人にこの屋外スピーカーで情報伝達をす るお考えなのかというのもちょっと聴かせてもらってよろしいでしょうか。

- ○議長(安丸眞一郎) 答弁を求めます。中山町長。
- **〇町長(中山 哲志)** 高橋議員の御質問にお答えします。

まず、恐らく一番確実に情報が届くのは、携帯電話のエリアメールだろうと思っております。 ただ、高齢者の方、お子さんも含めて携帯電話をお持ちでない方もいらっしゃいますし、あるい は携帯電話を手元にお持ちではなく外出なり、行動されている方もいらっしゃいます。

また、防災ラジオにつきましては、今、区長さんとか民生委員さんを中心に、あるいはいろんな学校、保育園等に配布をさせていただいております。また、販売もさせていただいておりますけれども、これがまだ全ての世帯に行き渡っているわけではございません。また、屋外にいるときには、その防災ラジオ等は聞こえないわけでございます。

ですから、そういうことも含めまして、いろんな手段で情報伝達を図りたいと。聞こえづらいということになっても、その聞こえづらい放送があったとしても何か役場のほうから放送があったということになれば、それを起点に近所の方あるいは民生委員さん、あるいは役場のほうにお問い合わせを頂ければ、それが情報伝達の契機になる、避難行動の契機になるのではないかということで今回提案をさせていただいております。

- 〇議長(安丸眞一郎) 11番、高橋直也議員。
- ○議員(11番 高橋 直也) 全くどのような人に向けての防災行政無線、屋外スピーカーの設置なのかというのがちょっと分かりません。

そして、こういう災害時になる前、いきなり災害になるわけじゃありません。やはり雨もいきなり200ミリ、300ミリの雨の塊が落ちてくるわけでもありませんし、台風にしてもいきなり暴風圏域に入るわけでもありません。やはりそれには前兆があって大雨、大風、そういったときに実際、外にいる人はいないと思います。もし、外にいたとしても携帯電話は持っています。私も町内でいろんな友人・知人に会いますけれども、携帯電話を持っていない人と今まで会ったことがありません。

そして、これは地元の区長さんとか、この防災行政無線の屋外スピーカーを設置する近隣の住人の方とは話合いが行われているような気配を全く感じておりません。これを一度設置してしまうと、要するにこれから先、生活の一部として平時の際も使うということであれば、近隣の人たちには騒音という問題が出てきます。役場庁舎でもサイレンが鳴っているじゃないですか。多分、少なくとも騒音の苦情、そういったものがあると思います。単純に25か所につけた場合、その苦情が25倍に増えるんじゃないかなという懸念も抱いております。やはり私は予算が通ってから地元と話し合って協議していくというのじゃなくて私、反対じゃないんですよ。防災関係にてこ入れして力を入れてくれるというのは反対じゃないです、大いに賛成します。

ただ、ちょっとこの問題については、もっともっと議論を深めて地元住人の意見を吸い上げて

計画的、そしてより効率的な政策を打ち出していただきたいということを最後に述べておきます。 以上。

- ○議長(安丸眞一郎) ほか、ありませんか。8番、東義一議員。
- 〇議員(8番 東 義一) 8番、東義一です。

予算書の8ページ、2款1項11目14節工事費、これは校区センターの床改修工事費という 形で南部コミュニティセンターと就業センターという形で180万3,000円が計上されてお りますが、具体的な例をお願いしたいと思います。どういうことかというと、大堰交流センター 等については災害関係で挙がっているんですけれど、南部コミュニティセンターと就業センター でこの時期になぜ計上されてあるのかということをお尋ねします。

- ○議長(安丸眞一郎) 答弁を求めます。村田地域振興課長。
- 〇地域振興課長(村田 まみ) 東議員の御質問にお答えいたします。

工事請負費の校区センター、南部コミュニティセンターと就業改善センターの床の改修費ということになっております。新型コロナウイルス関連の地方創生の臨時交付金のほうを財源としておるものでございまして、避難所に指定されております大集会室についても、今現在、劣化しておりますので衛生面等も考えまして、通常で何もないときでございましたら四、五年後に予定していたものを繰り上げて、早めにこういった交付金に乗せて改修をするものでございます。以上です。

- 〇議長(安丸眞一郎) 8番、東義一議員。
- ○議員(8番 東 義一) 今、地域振興課長の説明で理解できたんですけれど、こういった場合、臨時交付金等がひも付きでという形で分かるんですけれど、本来なら当初予算で、その床関係が傷んでおるとか、そういった形であれば当初予算で改修して早く地域住民の方が使いやすいようにしていただくのが、やはり本来だと思うんですよね。

今回の場合は、そういった臨時交付金がついたから今日挙げるというのは理解できるんですけれど、やはりそういったことについては早く6月の補正予算でもよかったんじゃないかなという気がします。今日は、そういった形で内容は十分承知しましたので、議案が通った暁には、スムーズに工事関係に入っていただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(安丸眞一郎) ほかはありませんか。7番、平山賢治議員。
- ○議員(7番 平山 賢治) 同じく、同じ項目で、校区センター管理費で大堰交流センターに関しての復旧費等が計上をされております。大堰交流センターはもともと非常に低い土地に造っておりますので、直近まで水が来たというのはあったんですが、今回は初めて建物全体が床上浸水をいたしました。それに対して、とりあえず今回の畳等の備品、復旧費用ということではお聞き

はしておりますが、利用者の方あるいは勤務員の方が安全で衛生上、保障される形で今後どのように交流センターを復旧なり、改修なりされていくか、その辺の御計画があればお知らせください。

- 〇議長(安丸眞一郎) 答弁を求めます。村田地域振興課長。
- 〇地域振興課長(村田 まみ) 平山議員の御質問にお答えいたします。

大堰交流センターにつきましては、今回の水害で浸水被害を受けまして、その際には地元の役員の皆様、そして平山議員を先頭に復旧活動に御尽力いただきましてありがとうございました。 まずはお礼を申し上げたいと思います。

つきましては、復旧費用の件でございますが、今回はとにかく建物全体が浸水しておりますので、クリーニング等を行うところです。もちろん、初期の泥出しとかは地域の役員の皆様に大変御尽力いただきまして早急に終わったところでございますが、その後の乾燥でございましたり、クリーニング作業等は業者と検討をしながら進めてまいっておるところで、現在のところ大集会室のフロア、それとフロアのクリーニング作業と畳の入替えのほうで予算を計上しておるところでございます。

今後に関しましては、特に恐らく議員がおっしゃられてあるのは大ホールの床下の除菌でしたり、そういった全体的に衛生的に使えるのかといったところでございますが、長雨がずっと続きましたもので、まずは浸水した後の乾燥が十分に行えておりませんでした。ここ数日で梅雨も明けまして乾燥も始まっておりますので、様子を見ながら順次行っていくところにはしておりますけれども、床下の消毒等につきましては業者のほうにも問い合わせましたが、構造上、床下の除菌というところは今は難しいのかなというところで、それが人体に影響を及ぼすような何か細菌被害とか、そういったところもちょっと考えにくいというところで検討をしておるところでございます。

以上です。

- 〇議長(安丸眞一郎) 7番、平山賢治議員。
- ○議員(7番 平山 賢治) 大ホールもそうです。それから、調理室もあります、食材等も扱うことから。

また、平日においては勤務員の方が終日勤務されておりますので、その使用環境、それから労働環境としても、これがきちんと衛生基準に基づいて復旧されるように、また建築自体はもう20年を超えておりますので、一時災害を経ないであっても改修の要望等は出ておりますので、またそれも現場と密にぜひ御連絡を取っていただきながら進めていただきたいと思います。

もう一つは、今後このような4年連続で水害がある中で、交流センターの対策あるいは近隣の 施設に対する防水の対策というものが必要になってこようかと思います。もう床上が、こちらで は管理運営側では何ともしがたいので、この水自体はどうやって防ぐかということが問題になってきていますが、これについては何かお考えはありますか。

- ○議長(安丸眞一郎) 答弁を求めます。どなたが答えられますか、執行部のほうは。村田地域振 興課長。
- 〇地域振興課長(村田 まみ) 平山議員の御質問にお答えいたします。

校区センターの4コミュニティセンターにつきまして、浸水、今回、大堰がいたしました。前回は南部コミュニティセンターが玄関先まで水が浸入してくるということもございましたので、今後、改修工事も含めてその辺りも調査研究しながら、改修する必要があるものであれば改修していくし、そういった検討をしていきたいというふうに考えております。

〇議長(安丸眞一郎) 7番、平山賢治議員。

以上です。

○議員(7番 平山 賢治) 分かりました。お隣に保育園があります。保育園も新園舎を建てております。それも浸かるような状況でありますから、その周辺の施設に対しての安全というものをどう図っていくかというのは、今年度の極めて緊急の課題だと思いますので、よろしくお願いします。

もう1点だけ聴かせてください。確かにさっきの答弁にありましたように、ちょっと急ぎ処理 をしないといけないということで勤務員の方や地元の農業者の皆さん、それから区長さん方、多 くの方にお手伝いいただきまして災害ごみの搬出や泥出しなどが行われました。

ただしかし、これはある多くの方は良心的に来ていただいて行われたと。これがたまたま今のところ、けがなり、病気、感染症がないからいいんですが、こうした災害対応で来てくださった方に対する何かの保険が適用されるものか、あるいは管理運営委員会で雇用しております勤務員の方が例えば、この勤務中は労働災害になるものか、あるいは来ていただいた場合はボランティア保険等の対応になるものか、ぜひそこら辺は明らかにしていただかないと――今回は緊急避難的に地元の皆さんがやっていただいたんですが、管理運営委員会等の立場からしますと、これで一体負傷等が起こったら何をどうすればいいのかというのが多分お一人お一人が違ってくると。

それに対するやはり町側のしっかりした体制づくりというか、解釈というものがこれもまた今年、非常に緊急に必要になると思いますが、その辺の検討はいかがでしょうか。

- ○議長(安丸眞一郎) 答弁を求めます。村田地域振興課長。
- 〇地域振興課長(村田 まみ) 平山議員の御質問にお答えいたします。

今回、先ほど来申し上げておりますように、大堰の交流センター、管理運営委員会の皆様並び に役員の皆様におかれまして、初期の泥出し等の作業で大変御尽力いただいております。

そちらの件に関しましては、まず町民ボランティア保険といいますか、まごころ保険というふ

うに言っておりますが、町民活動保険のほうで何か事故等がございましたら補償してもらえるようになっておりまして、校区センター長に関しましてはこちらのほうから委嘱しておりますので、校区センター長さんと委員会さんのほうで別々にはなりましょうが、補償ということでなっております。

委員会は特に管理運営委員会自体が、役場が勤務体制にある労働とかというところではございませんので、その労働に対する補償という考え方ではないかなというふうに考えております。あくまで、委員会の地域活動に対する保険の対象になるのかなというふうに考えております。

○議長(安丸眞一郎) よろしいですか。

ほか、ありませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員(4番 野瀬 繁隆) 4番、野瀬でございます。3ページをちょっとお願いします。地方 債の補正というふうになって説明があったのか、私が聞き漏らしていると思います。

この緊急防災・減災事業債という1億2,730万円が証書借入れというふうになっています ので、多分これは事業に対する充当率が100%ぐらいあると思います。そのうちの70%は地 方交付税措置が講じられるということで間違いないですか。

- ○議長(安丸眞一郎) 確認ということで答弁を求めます。中山町長。
- 〇町長(中山 哲志) 野瀬議員が御指摘のとおりでございます。
- ○議長(安丸眞一郎) よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。
- ○議員(4番 野瀬 繁隆) これはたしか平成29年度ぐらいからで、ずうっと継続してきて令和2年度、いわゆる今年度が最終年度だと言われております。ただ、一部の自治体では、これを延長してくれんかというような要望が、知事会やったか市長会やったか分かりませんけれど、出されていると思います。

そうすれば例えば1年延びれば、先ほどいろんな意見がありますけれど、そういうことが検討できる期間が出てくるのかなあとも思うんですが、今ここに計上されているというのは9月末までに云々とこうおっしゃっていましたけれど、もう一度9月末までに何をすればいいのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

- **〇議長(安丸眞一郎)** 答弁を求めます。中山町長。
- **〇町長(中山 哲志)** 野瀬議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のように、この緊急防災・減災事業債については、地方から政府のほうへ延長してほしいというふうな要望活動がなされております。ただ、まだ現時点ではこの延長が決まったというふうな情報に接しておりませんので、現行の制度がある範囲内で活用できればということで今回お願いしているところでございます。

先ほど9月末と申し上げましたのは起債でございますので、財務省の財務支局のほうと起債に

ついて協議をして了解を頂く必要がありますので、その期限が9月末ということでございます。

- ○議長(安丸眞一郎) よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。
- ○議員(4番 野瀬 繁隆) 別な質問になりますけれど、ちょっといいのかなと思うんですけれ ど、下水道の補正がございますね。
- ○議長(安丸眞一郎) 下水道の補正予算は後で別途やりますので、一般会計の補正のほうから。 よろしいですか。
- 〇議員(4番 野瀬 繁隆) はい。
- ○議長(安丸眞一郎) ほか、ありませんか。11番、高橋直也議員。
- ○議員(11番 高橋 直也) 議長、修正動議を提出いたします。
- ○議長(安丸眞一郎) ただいま高橋議員から修正動議が提出されました。

ここで、しばらく休憩をしたいと思います。議場の時計で15時30分をめどに再開をしたい と思いますので、よろしくお願いします。

> 休憩 午後 3 時17分

再開 午後3時30分

○議長(安丸眞一郎) 休憩前に引き続き、議事を再開します。

11番、高橋直也議員から修正の動議が提出され、お手元に配付いたしました。

本修正動議は、地方自治法115条の3及び本町議会会議規則17条2項による要件を満たしております。本修正動議を議案第31号と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。11番、高橋直也議員、登壇して説明をお願いします。

○議員(11番 高橋 直也) 11番、高橋直也です。

今回、議案第31号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)に対する修正動議の提案 理由といたしまして、8款1項4目災害対策費約1億2,738万円の防災行政無線システム整 備工事費について、承服しかねるため、関係予算を減額修正するものです。

理由といたしましては、防災行政無線(屋外スピーカー)を設置する場所が、町内25か所に ある校区センターで本当によいのか。また、今回、設置予定の防災行政無線(屋外スピーカー) にて、防災情報の伝達が確実に届く範囲と届かない範囲が明確ではないこと。また、防災情報が 届かない地域への対応が明確ではないことです。

先ほども申し述べましたが、一般的な広報であれば、どれだけ多くの人に情報を伝えることができるのかが重要ですが、防災情報の伝達は大刀洗町の全町民に確実な情報を伝え、行動に移す、このことが一番大事なことだと思われます。

今回の防災行政無線システム予算は、国からの補助金が大部分出るような説明を頂きましたが、

今回、7月の全国的な豪雨災害、また新型コロナウイルスの影響で町内をはじめ、福岡県内、日本全国で様々な支援策が求められております。限りある予算の中、国庫補助金や県の助成金も、私たち一人一人の国民の税金に変わりはありません。もっと慎重に検討していただきたい。

私も防災対策に力を入れることは大いに賛成です。しかし、約1億2,000万円も投じて行う大事業ですので、もっと地元住民や区長さんの意見を聴き取り、町内の危険箇所の状況を精査し、ほかの自治体の前例なども調査研究し、もっともっと議論を深め、検討する余地がまだまだ数多くあると思っております。そしてさらに、有効性や利便性の高い計画を打ち出していただき、今後の予算委員会や定例議会での予算計上でも決して遅くはないと私は考えております。

そして最後に、大刀洗町の全町民の生命と財産を守るため、分け隔てのない政策を行っていただきたいことを申し述べまして、今回の提案理由とさせていただきます。議員各位の御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(安丸眞一郎) ただいま提出者の内容の説明が終わりました。

これから、本修正案について質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 質疑なしと認めます。

これから、原案及び修正案について討論を行います。

まず、原案賛成者から討論を行います。執行部が出しております原案に対しての賛成者、討論ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案共に反対者の討論を求めます。討論ありませんか。

[なし]

〇議長(安丸眞一郎) 討論なしと認めます。

次に、原案賛成者の討論を求めます。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 討論なしと認めます。

次に、修正案賛成者の討論を行います。修正案賛成の討論ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決を行います。本修正案に賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長(安丸眞一郎) 起立全員です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安丸眞一郎) 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は原案の とおり可決されました。

次に、議案第32号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、本案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 討論なしと認めます。

これから、議案第32号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

- ○議長(安丸眞一郎) 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。
- ○議長(安丸眞一郎) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和2年第6回大刀洗町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後3時38分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 8月 3日

議 長 安丸眞一郎

署名議員 隠塚 春子

署名議員 平田 康雄

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 8月 3日

議長

署名議員

署名議員